

消費生活相談窓口の皆様へ

平成25年10月
関東財務局

これらの情報をお寄せください！

ヤミ金融に関する情報



例えば、

- 「低金利」「他店で断られた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」などの誘い文句
- 直接、利用者に電話、チラシ、ダイレクトメールで勧誘
- 貸金業の登録番号がない、あるいは、番号を詐称している、聞いても教えない
- また、最近では新たな手口の「偽装質屋」など

◎ このような相談が寄せられた場合、それは無登録業者の可能性がります。

無登録で商品券を発行する者に関する情報



例えば、

- 多額の商品券を購入させられたが、使用できないとの相談 など

地下銀行(無登録送金業者)に関する情報



例えば、

- 本人確認の手続きもせずに、海外への送金を請け負っているとの情報 など

◎ これらは違法業者の可能性がります。

まずは、お気軽にお電話下さい。
当局で登録状況の確認もいたします。

関東財務局では、寄せられた情報をもとに、次のような取り組みを行います。

- ヤミ金融業者等に、直接電話で警告、警告文書の発出、捜査当局への情報提供。
- 悪質業者の情報を当局ホームページに掲載するなど、利用者への注意喚起広報。

関東財務局 金融監督第5課

☎ 048-600-1151
(FAX 048-600-1245)